□■レポート作成講座 2 号 2021□■

先週末からスクーリング代替の同時双方向型オンライン授業が始まりました。Zoom が初めての方は、ドキドキしながらの2日間だったようです。しかしながら、ブレイクアウト機能を使ったグループワークを繰り返し体験し、画面越しではありますが交流感も持っていただけたようです。10日・11日受講の皆様、よろしくお願いします。

オリンピック、パラリンピックが近づく中、東京都では、4 回目の緊急事態宣言が発令されました。昨年来、コロナ禍に立ち向かっている組織に保健所があります。今回は、その「保健所」を採り上げます。

【国試対策○×クイズ】

市町村は、保健所を設置しなければならない。

答えと解説は最後に記載してあります。

■Yoseiio Info · · · · ·

今年度の全国 5 会場に集まって行うスクーリングは、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。

5月28日付でホームページにお知らせを掲載しています。

詳しくはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=4183

※スクーリング代替授業の詳細については、6月下旬に全受講生に向けて発送しています。届いていない場合やご不明な 点がある際は、本養成所にお問い合わせください。

■Test Info · · · ·

国家試験に関する情報をお届けします

・第34回国家試験は、令和4年2月6日(日)です。

詳しくはこちら→http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→https://www.spw-mosi.com/exam/

■Plus Info · · · ·

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→http://www.aigo.or.jp/

・7月1日から続いている雨の影響により、各地で災害が発生していることから、日本ソーシャルワーク教育学校連盟より情報提供です。身の安全の確保と警戒を、引き続きよろしくお願いいたします。

「参考 URL]

・気象庁 HP 台風や集中豪雨から身を守るために

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/ame chuui/ame chuui p1.html

・気象庁 HP 自分で行う災害への備え

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/ame chuui/ame chuui p10.html

・厚生労働省 HP 災害時における避難所での感染症対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html

・『20210703 7 月 1 日からの大雨』(災害情報支援ポータル)(短縮 URL) https://bit.ly/3hfWkt0

■Plus Column · · · · ·

【文章作法を守ろう】

そろそろレポート送付の準備を始めようとしている皆様、これからエンジンかけるぞと意気込んでいる皆様、もう一度 文章作法を確認しましょう。「受講の手引」の表紙の裏にチェックリストがあります。文体、行頭禁則を守っていますか。 33 期生の入学小論文での文章作法の傾向をお伝えしましょう。圧倒的に多かったのが誤字で、全体の 2 割にありました。手書きの方は、行頭禁則を守るとともに誤字にもご注意ください。次に多かったのが体言止めと、「そんな、やたらと、よりかは」のような口語表現でした。また、段落に関するものでは、1 文字下げがされていない、段落がない、逆に 10 段落もあるような小論文もありました。受講の手引 P.18・19 をもう一度読んでみてください。

文章作法が守られていないレポートは、審査の前に、事務局の判断でいったんお返しします。「そこまでするか」と思われるかもしれませんが、文章作法は社会人の常識です。身につけていきましょう。業務での記録や報告書等の質が格段に上がると思います。当養成所一同応援していきます。

最後に、何人かの方からお問い合わせをいただいている提出期限についてです。今回の提出期間は、7月15日から7月26日(当日消印有効)となります。海の日がスライドしたことによるものです。作成の遅れている方、追い風にしてください。

■Back Number · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【国試対策○×クイズ:答えと解説】

【答え】×

保健所は、「地域保健法」に基づき、都道府県、政令指定都市、中核都市、その他の政令市又は特別区が設置します。また、都道府県の保健所の所管区域は、二次医療圏、老人福祉圏域を参考にすることとしています。圏域については、テキスト9「地域福祉の理論と方法」を参照ください。

保健所の主な活動は、感染症対策、精神保健対策、母子保健対策、食品衛生、医療監視など、広域的・専門的な保健サービスを行います。一方、同法では健康相談、保健指導及び健康診査など住民に身近な直接的な保健サービスを目的として、市町村は、市町村保健センターを設置することができるとしています。保健所は、市町村の地域保健対策に関して連絡調整や技術的助言、研修などの援助を行うことができます。

保健所は、30回の「福祉行財政と福祉計画」、29回の「保健医療サービス」に出題されています。また、保健所や市町村保健センターに多く配置されている専門職、保健師については、27回、32回の「保健医療サービス」に出題されています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus